

公益社団法人ツーリズムおおいた 使途不明金事案について

当法人における使途不明金事案につきましては、会員をはじめ県民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当事案では、業務上横領罪（被疑者不詳）として刑事告訴を行うとともに、元契約職員に対し、損害賠償請求の民事裁判を提起しており、刑事事件は裁判が確定したものの、民事事件は裁判が係属中ですので、状況等についてお知らせします。

記

経緯

令和３年５月１４日	令和２年度の支出について使途不明金発見
令和３年５月１５日	内部調査開始
令和３年６月８日	理事会にて報告
令和３年６月１７日	記者会見
令和３年６月２４日	定時総会にて報告
令和３年７月８日	外部調査委員会立ち上げ
令和３年８月２７日	刑事告訴 「業務上横領罪 被疑者不詳」
令和３年９月１０日	理事会にて報告
令和３年９月２８日	臨時総会にて報告 会長・副会長交代、外部監事選任、規程改正等
令和３年９月２８日	記者会見
令和３年１２月２７日	運営委員・監事会議にて報告
令和４年３月１０日	運営会議にて報告
令和４年３月１７日	理事会にて報告
令和４年３月２５日	外部調査委員会調査報告書受理
令和４年６月２日	運営会議にて報告
令和４年６月７日	理事会にて報告
令和４年６月１６日	記者会見
令和４年６月３０日	定時総会にて報告
令和４年８月１７日	運営会議にて報告
令和４年９月２９日	元契約職員１回目の逮捕 ※
令和４年１０月１７日	理事会にて報告
令和４年１０月１７日	記者会見
令和４年１２月１２日	刑事裁判開始
令和４年１２月２１日	運営会議にて報告
令和４年１２月２１日	民事裁判提起 「損害賠償請求」（請求額 57,594,217 円）
令和５年３月２日	民事裁判第１回口頭弁論期日
令和７年３月６日	刑事裁判 一審有罪判決（懲役４年）
令和７年３月１４日	被告人 福岡高等裁判所に控訴
令和７年５月２９日	被告人 福岡高等裁判所への控訴取下 刑事裁判 一審有罪判決確定
令和７年６月	民事裁判係属中

※ 刑事事件においては、これまでに業務上横領罪又は詐欺罪で計 6 回逮捕（被害総額 32,480,533 円）され、6 回起訴（被害総額 32,628,533 円）されている。

外部調査委員会調査結果概要

対象期間 平成 28 年度～令和 2 年度（領収書等支出証拠書類の保存期間である 5 年分）

調査内容 会計調査（会計・決算書類、通帳、会計データ等）

役員聞き取り

関係職員聞き取り

税理士聞き取り

調査結果 不正額 57,594,217 円

事業に関する支払いに不正は全く認められない

今回の不正は、正規の支払手続を取らず銀行窓口で不正に現金を引き出したものの
規程の整備等、不正を防止するシステムは構築されていたが運用に問題があった

再発防止のための提言（実施対応済）

銀行印や通帳の保管・管理の方法の見直しと徹底

現金払出しの逐次チェック

会計帳簿データ入力の外注

月次試算表作成による顧問税理士チェックの徹底

経理に関する研修と引継ぎの徹底

職員に対するコンプライアンスに関するサービスの徹底

なお、詳細につきましては、現在裁判にて係争中のため差し控えさせていただきます。

令和 7 年 6 月 2 4 日 公益社団法人ツーリズムおおいた